

確定申告相談日程表

(平成17年1月1日現在淀江町に在住の方)

月 日	対 象 地 区	受付時間	会 場
2/16(水)	高井谷・稲吉・富繁	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:30	宇田川公民館 多目的室(1階)
17(木)	宝ヶ瀬・西尾原・福平		
18(金)	中西尾・本宮		
21(月)	9区・11区坪上	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:30	淀江町役場 大会議室(2階)
22(火)	10区の2・11区浜 11区五軒屋・11区塩川		
23(水)	10区の1・福井		
24(木)	6区の1・北尾・上淀		
25(金)	4区の1・5区の1 6区の2・8区	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:30	淀江中央公民館 大集会室(1階)
28(月)	今津・今津グリーンタウン		
3/1(火)	1区の2・3区の1 4区の2・5区の2		
2(水)	1区・7区		
3(木)	2区・3区の2		
4(金)	新道・小波浜	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:30	大和公民館
7(月)	中間・小波上		
8(火)	佐陀1部・佐陀北浜・沖新田		
9(水)	佐陀3部・佐陀浜		
10(木)	佐陀2部・桜台 ニューやまと		
11(金)	佐陀新田・中間インターハイツ 亀甲		
14(月)	予 備 日 上記日程に都合のつかなか った方等	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:30	淀江町役場 大会議室(2階)

確定申告がはじまります

淀江町では、2月16日(水)から3月14日(月)まで左記の日程で、所得税および住民税の確定申告相談をお受けいたします。申告相談にお持ちいただくものは次のとおりです。

- ◎送付した申告書(納税者番号が打ち出しておりますので、必ず持参してください。)
- ◎町県民税の申告書用紙は、会場に準備しています。
- ◎印鑑
- ◎給与・報酬・年金などのあ
- ◎送付した申告書(納税者番号が打ち出しておりますので、必ず持参してください。)
- ◎生命保険料・損害保険料の支払証明書
- ◎医療費控除・あらたに住宅取得控除を受けたい方は、必要な書類。

所得税の確定申告をしなければならぬ人
事業所得や不動産所得などがある人の場合
平成16年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

サラリーマンの場合

- ①給与の年収が2千万円を超える人
- ②給与所得および退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の所得と②の所得の合計が20万円を超える人

年金受給者の場合

「配偶者特別控除」を受けられる方は、申告してください。



還付申告は
1月から受付

米子税務署では、所得税の確定申告は2月16日(水)から3月15日(火)(土・日曜・祝日等は閉庁)までですが、源泉徴収された所得税の還付申告は、1月から受付けています。郵送でも結構ですので、お早めに申告ください。



2月の納税は
固定資産税(第4期)
国民健康保険税
(第6期)

納期は2月28日(月)まで